

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

目

次

鳥取県告示第六百四十三号

◇告示 基本測量の終了通知
土地改良事業計画の縦覧
寒冷地農業振興対策要綱第二の事業の実施
地域の選定
牛の肝てつ検査駆除並びに豚コレラの予防
注射の実施
鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会の
招集

- 一 作業の種類 基本測量(要部修正測量)
- 二 作業地域 米子市、倉吉市、境港市、氣高郡、
東伯郡、西伯郡、日野郡
- 三 終了期日 昭和三十二年十月二十五日

告示

茂

鳥取県告示第六百四十二号

次のとおり基本測量を終了した旨、建設省地理調査所長
から通知を受けた。

昭和三十二年十一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

- (一) 予備審査に関する調査報告書の写
- (二) 土地改良事業計画概要書の写

二 縦覧の期間

鳥取県知事 遠 藤

茂

昭和三十二年十一月三十日から同年十二月九日まで

三、縦覧の場所

東伯郡東郷町役場
ノ 羽合町役場

四、意見の提出

利害関係人及び申請人において縦覧にかかる事項につき意見がある場合は、縦覧期間中に書面をもつて知事に提出すること。

鳥取県告示第六百四十四号

国有の家畜及びトラクターの導入による寒冷地農業振興対策要綱第二の事業実施地域について昭和三十二年七月二十九日農林大臣より次のとおり選定された。

昭和三十二年十一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

農林漁業地域名

中 山

西伯郡中山町の区域

名 和

名和町の区域

智頭町西部

八頭郡智頭町のうち旧智頭町、

鳥取県告示第六百四十五号

次のように牛の肝てつ検査、駆除並びに豚コレラの予防注射及びひな白痢の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛及び豚並びに種鶏の所有者に對して検査及び駆除並びに予防注射をうけることを命ずる。

昭和三十二年十一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一、実施の目的

牛の肝てつ並びに豚コレラ及びひな白痢予防のため

実施月日	実施区域	実施場所
十一月二十九日	東伯郡赤崎町	同上
"	中山町	"
"	羽合町	"
"	東伯町	"
"	倉吉市	"
"	東伯郡北条町	"
"	東郷町	"
"	泊村	"
"	三朝町	"
"	東伯郡東伯町	"

二、実施の区域 別表のとおり

三、実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛 ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内の

ものを除く。

豚 ただし、生後四十日以内分娩前後一箇月以内の

ものを除く。

種 鶏

四、実施の期日 別表のとおり

五、検査及び注射駆除の方法

肝てつ検査 及び駆除

肝てつ、駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

豚コレラ予防注射

豚コレラクリスタルバイオレット予防液皮下注射
ひな白痢

別表
豚コレラ予防注射

実施月日	実施区域	実施場所
十二月一日	氣高郡氣高町旧浜村町	浜村家畜保健
"	上光宝木奥沢	見家畜診療場
三日	旧室木村	衛生所

旧富沢村、旧土師村及び旧那岐
村の区域
鳥取市高草
鳥取市のうち旧東郷村、旧明治
村、旧豊実村及び旧大正村の区
域

大山町南部
西伯郡大山町のうち旧大山村の
区城

01099

一期日 昭和三十二年十二月三日午前十一時
 一 場所 東伯郡三朝町 溪泉閣
 一 附議事件

- 1 組合規約の一部変更議決について
- 2 昭和三十二年度事業計画変更書の議決について

四日	旧瑞穂村	坂本
五日	鹿野町旧勝谷村	宮方
六日	氣高町旧逢坂村	矢口
七日	鹿野町旧鹿野町	山宮
八日	旧小鷺河村	山宮
九日	青谷町旧青谷町	紙屋
十日	旧日置谷村	鹿野
十一日	旧中野郷村	鷺峯
十二日	旧勝部村	奥崎
十三日	川積	青谷
十四日	楠根	河原
ひな白痴	陸逢	水尻
実施月日	実施区域	実施場所
十二月二日	氣高郡鹿野町今市	同上
三日	小別所	
四日	氣高町下石	
五日	陸逢	

六日	青谷町北河原	高江
七日	山宮	山宮
八日	氣高町田仲	紙屋
九日	岡木	山宮
十日	宝木	山宮
十一日	青谷町青谷	高江
十二日	東町	山宮
公	告	
鳥取県市町村職員共済組合第四回組合会を次のとおり招集する。		
昭和三十二年十一月二十九日		
鳥取県市町村職員共済組合		
理事長 野坂 寛治		